

東京都障害者安定雇用奨励金  
誓約書

事業主記載事項

1 支給対象労働者の、最低賃金の対象となる賃金の時給換算額が常に東京都の最低賃金を5% (中小企業事業主は3%)以上上回る額とし、最低賃金が上昇した際に当該賃金が最低賃金を5% (中小企業事業主は3%)以上上回る額に達しない場合は、定期昇給とは別に賃金改定を行う。

ただし、景気の変動、産業構造の変化など企業全体にかかわる経済上の理由により、従業員全体の昇給の見送りや給与の引き下げが必要な運営状況である場合を除く。

※雇用契約書等又は就業規則等に上記1と同趣旨の規定がない場合には、以下に労働者署名、捺印。

上記1について事業主から説明を受け、同意しました。

年 月 日 (労働者署名)

○ 事業活動等に係る状況 (はい・いいえのどちらかを○で囲んでください)

2 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱に基づき総務局長が指定する政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人である。

(はい・いいえ)

3 過去5年間に労働関係法令、障害者虐待防止法、その他重大な法令違反がある。

(はい・いいえ)

4 都税の未納がある。

(はい・いいえ)

5 風俗営業等関係事業主である。

(はい・いいえ)

6① 暴力団員等 (東京都暴力団排除条例 (平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。) 第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。) である。

(はい・いいえ)

② 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる。

(はい・いいえ)

7 倒産している。

(はい・いいえ)

8 本申請における対象労働者に関して、国の障害者雇用安定助成金の障害者職場定着支援コースのうち正規・無期転換に係る助成金、キャリアアップ助成金、東京都正規雇用等転換安定化支援助成金、東京都緊急就職支援事業助成金のほか、本奨励金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる助成金等の支給を受け、又は申請している。

(はい・いいえ)

※はいの場合には、助成金の名称 ( )

9 労働者の雇入れ日又は転換日より遡って1年の間に、奨励金の支給決定となった者が5人以上いる場合であって、それらの者が申請日時点で離職している割合が5割以上いる。

(はい・いいえ)

(以下の□欄にチェックしてください。)

□ 東京都障害者安定雇用奨励金支給要綱第7条、第8条の規定に基づく奨励金の支給申請を行うに当たり、上記1から9までの記載事項については、いずれも相違ないことをここに誓約いたします。

□ 本奨励金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

□ この誓約に違反又は相違があり、同要綱第14条の規定により支給決定の取消しを受けた場合において、同要綱第15条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

□ 同要綱第20条の規定により検査等の通知を受けたときはこれに応じ、誠意をもって対応いたします。

□ 1から9までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を東京都が行う場合には協力します。

年 月 日

東京都知事 殿

住所

電話番号

事業主 名称

氏名

(署名又は記名押印)